

鳥取県 犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会

[第1回]

日時:令和5年7月31日(月) 9:00~11:00

場所:県庁特別会議室 ※オンライン併用

次 第

- 1 あいさつ
- 2 出席者紹介（座長選出）
- 3 検討会の概要と開催スケジュール
- 4 本県の現状と国の動き
 - （1）本県の犯罪発生状況
 - （2）本県の犯罪被害者支援の主な取組
 - （3）国の主な支援施策
 - （4）国の動向等
- 5 意見交換
 - 犯罪被害者支援における主な課題と論点（案）
- 6 その他

2 出席者紹介

検討委員

氏名	所属
大岡 由佳	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 准教授
北野 彬子	鳥取県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
谷口 恭子	鳥取市人権政策局長兼人権推進課長
田村 真一	鳥取県臨床心理士会事務局長
徳田さよ子	犯罪被害者遺族、なごみの会（犯罪被害者自助グループ）
本郷由美子	犯罪被害者遺族
牧田 裕美	明石市市民相談室相談担当課長

オブザーバー

※あいうえお順、敬称略

公益社団法人 とっとり被害者支援センター（鳥取県性暴力被害者支援センター）

事務局

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

鳥取県警察本部警務部広報県民課被害者支援室

3 検討会の概要と開催スケジュール

設置目的

犯罪被害者に被害直後から寄り添った支援を行うことができるよう、支援体制、支援施策の充実、強化について検討する。

主な検討事項

支援組織体制あり方

- 被害直後から中長期にわたって被害者に寄り添い、切れ目のない支援を提供・調整できる体制の強化

支援施策のあり方

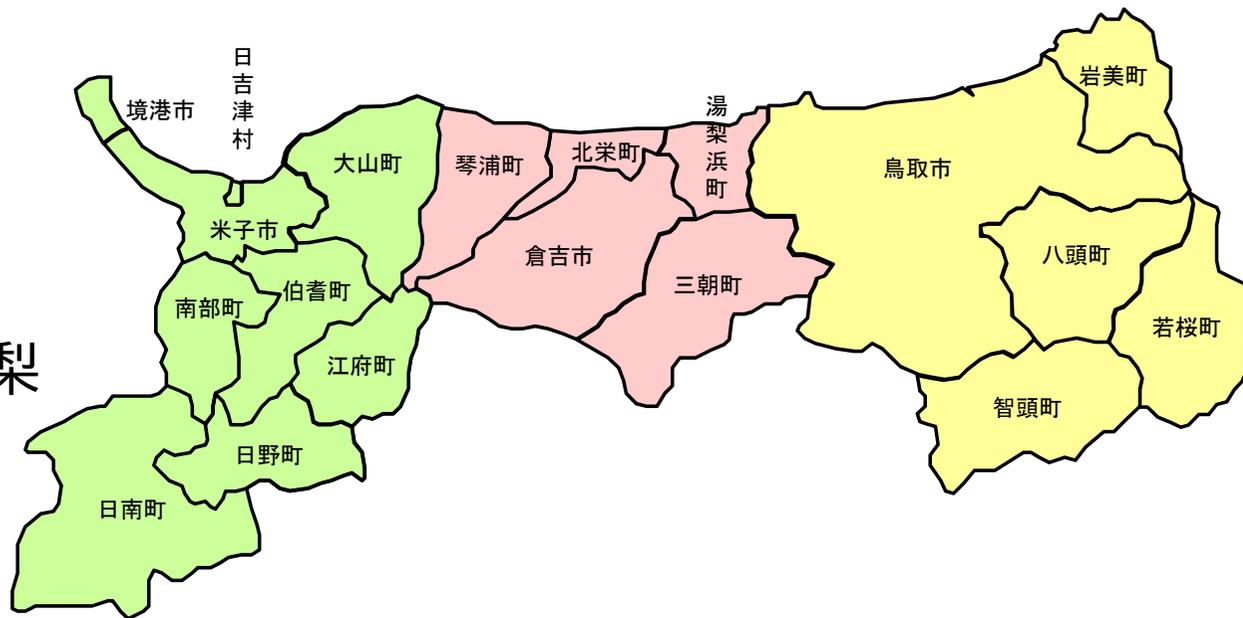
- 被害者にとって、真に必要な経済的支援の充実
- 経済的支援の対象の拡大

開催スケジュール

令和5年度								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●第1回	●第2回	●第3回		●第4回		●第5回		

鳥取県の概要

人口 約54万人
世帯数 約22万世帯
市町村数 19(4市14町1村)
県庁所在地 鳥取市
特産物 松葉がに、二十世紀梨
鳥取和牛



西部圏域 22万人

中部圏域 10万人

東部圏域 22万人

鳥取砂丘



浦富海岸



大山



はわい・東郷温泉



(1) 本県の犯罪等の発生状況

- 本県の刑法犯の認知件数は、減少傾向であったが(H18:約6,300件→R2:約1,800件)、令和3年から増加に転じている。(R4:約2,000件)

※全国も同様に、平成15年以降減少していたが、令和4年に前年を上回っている。

- 本県の刑法犯の認知件数は、令和4年は人口千人当たり3.7件と全国平均4.8件に比べ、1.0ポイント程度低く、多くの県民も概ね治安が良いと感じている。

※R4県政参画電子アンケート結果(アンケート対象者697名、回答者424名、回答率60.8%)

住んでいる地域の「治安がよい」「どちらかといえば治安がよい」を合わせた回答は87.9%

- 刑法犯のうち、近年は粗暴犯の「暴行」や窃盗犯の「乗り物盗」が増加している。

暴行(R2:100件 → R3:115件) 乗り物盗(R2:298件 → 358件)

※この傾向は、全国でも同様であり、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化等による 人流の増加が一定程度影響したとみられる。(警察庁分析)

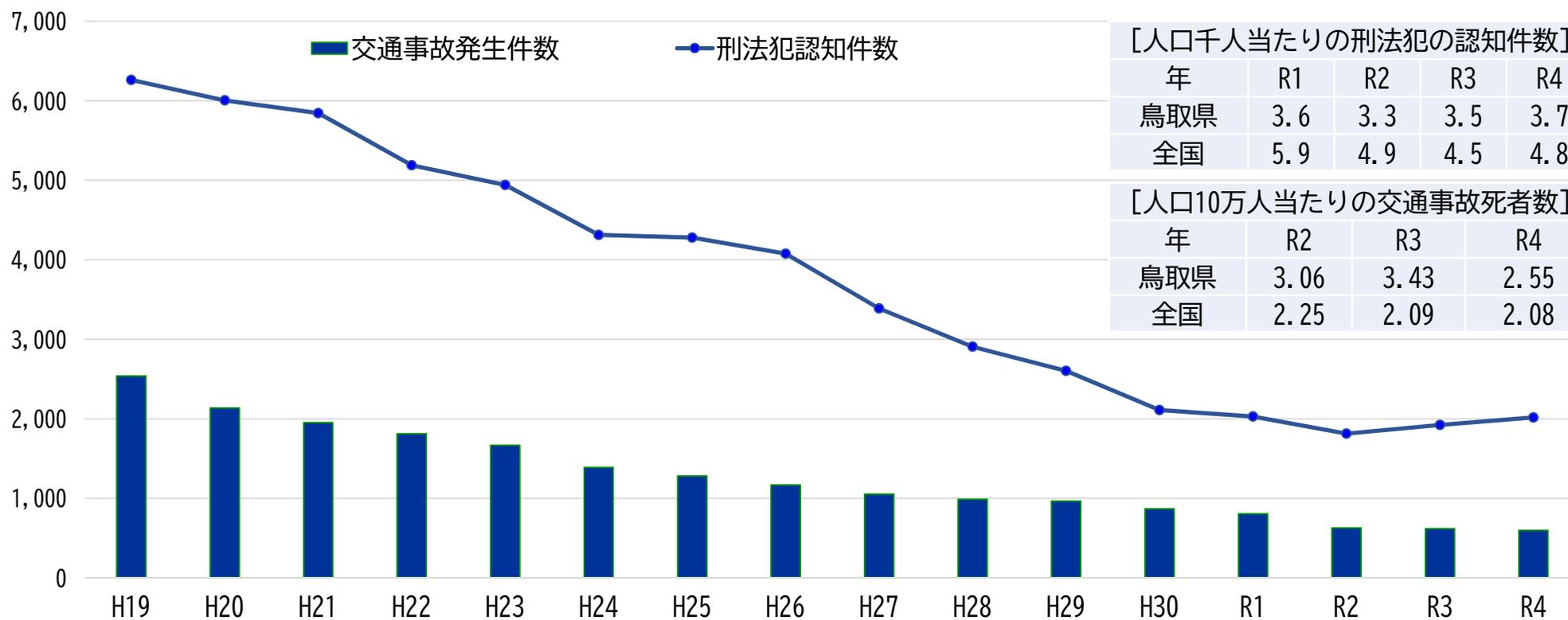
- 特殊詐欺は、認知件数、被害額ともに増加傾向にある。

H30:23件・約1,500万円→R4:51件・1億2千6百万円

- 本県の交通事故死亡者数は減少しているが(H28:38名(過去10年間で最大)→R4:14名)、人口10万人当たり2.55名と、全国平均2.08名を上回っている。

※千世帯当たりの乗用車保有台数が1,446台(全国平均1,035台)と高いことも要因と推察

① 刑法犯の認知・交通事故発生件数



年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯認知件数	6,261	6,005	5,845	5,189	4,941	4,313	4,279	4,077	3,388	2,907	2,604	2,110	2,029	1,814	1,923	2,017
交通事故発生件数	2,539	2,138	1,952	1,812	1,668	1,389	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628	618	598

②罪種別認知件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
凶悪犯	18	18	16	23	8	16	15	8	17	17
殺人	1	5	3	6	3	4	3	4	4	4
強盗	9	4	2	5	1	6	4	1	5	2
放火	5	4	8	6	2	2	3	0	3	5
強制性交等	3	5	3	6	2	4	5	3	5	6
粗暴犯	178	160	121	122	115	153	204	171	202	214
暴行	67	50	47	56	53	62	96	70	100	115
傷害	82	93	54	53	50	73	91	74	80	72
脅迫	15	11	10	8	5	12	13	19	17	21
恐喝	14	6	10	5	7	6	4	8	5	6
窃盗犯	3,292	3,215	3,141	2,631	2,275	1,901	1,487	1,522	1,244	1,323
侵入窃盗	380	301	301	290	221	167	161	127	154	117
乗り物盗	931	952	1,025	824	789	620	465	443	298	358
非侵入盗	1,981	1,962	1,815	1,517	1,265	1,114	861	952	792	848

③罪種別認知件数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
知能犯	176	167	138	110	122	182	114	115	109	115
詐欺	136	119	112	100	98	160	88	89	90	97
横領	9	15	9	3	6	7	8	9	5	9
偽造	29	32	17	7	16	14	18	17	13	9
汚職	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0
背任	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
風俗犯	39	42	32	34	32	18	21	23	23	31
賭博	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
わいせつ	39	42	32	32	32	18	21	23	23	31
その他刑法犯	610	677	629	468	355	334	269	190	219	223
占有離脱物横領	106	114	128	117	84	57	45	31	38	36
業務上過失致死傷	2	1	3	3	2	1	3	3	2	3
公務執行妨害	10	7	6	6	3	11	10	8	7	6
住居侵入	63	89	61	58	40	58	33	26	40	37
略取誘拐・人身売買	2	3	1	0	0	1	5	1	1	4
盗品等	7	4	4	3	0	4	2	2	0	2
器物損壊等	392	428	395	257	192	182	144	90	111	113

④特殊詐欺認知件数・被害金額

	H30		R 1		R 2		R 3		R 4		
	件数	金額()	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
発生件数	23	1,503万円	23	2,231万円	26	8,784万円	42	8,471万円	51	12,608万円	
オレオレ詐欺	4	300万円	8	—	1	200万円	0	—	0	—	
預貯金詐欺	0	—	0	—	1	—	3	—	3	—	
架空料金請求詐欺	14	681万円	9	1,510万円	18	7,689万円	17	5,458万円	26	9,823万円	
融資保証金詐欺	3	304万円	6	721万円	2	531万円	1	253万円	4	241万円	
還付金詐欺	1	99万円	0	—	1	49万円	20	2,760万円	16	2,544万円	
交際あっせん他	1	117万円	0	—	1	315万円	0	—	0	—	
キャッシュカード盗	0	—	0	—	2	—	1	—	2	—	
(参考) 全国	17,844	382.9億円	16,851	315.8億円	13,550	285.2億円	14,498	282億円	17,520	361億円	
手 口 別 構 成 比	オレオレ詐欺	51.2%		39.9%		16.8%		21.3%		24.4%	
	預貯金詐欺	オレオレ詐欺の内数				30.5%		16.8%		13.5%	
	架空料金請求詐欺	27.1%		21.0%		14.8%		14.6%		16.5%	
	融資保証金詐欺	2.4%		2.1%		2.2%		1.1%		0.8%	
	還付金詐欺	10.7%		14.1%		13.3%		27.6%		26.7%	
	その他	1.0%		0.6%		1.4%		0.7%		0.7%	
	キャッシュカード盗	7.6%		22.4%		21.0%		17.9%		17.4%	

⑤交通事故発生状況

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628	618	598
死者	25	34	38	17	26	20	31	17	19	14
重傷者	247	232	192	169	166	163	144	91	132	102
軽傷者	1,372	1,164	1,058	1,074	996	866	813	658	562	589

(2) 本県の犯罪被害者等支援の取組

① 本県の犯罪被害者支援の取組経過

本県の取組経過

- H20年 6月 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例制定（犯罪被害者支援を規定）
12月 とっとり被害者支援センター設立
- H23年 3月 とっとり被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける
- H28年11月 鳥取県性暴力被害者支援協議会設置（事務局：県くらしの安心推進課内）
- H29年 1月 性暴力被害者支援センターとっとり（愛称：クローバーとっとり）」を開設
- R元年10月 鳥取県性暴力被害者支援協議会の事務局をとっとり被害者支援センターに移管
- R2年 3月 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例改正
※犯罪被害者支援に関する規定を拡充（1条文→9条文）
- R2年 4月 第5期鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画策定
※犯罪被害者支援編を新設し、支援施策を拡充

国の取組経過

- S33年 4月 自動車損害賠償保障法公布
- S49年 8月 三菱重工ビル爆破事件
- S55年 5月 犯罪被害者等給付金支援法公布
- H13年 5月 犯罪被害者等給付金支給法一部改正
（犯罪被害者等早期援助団体を規定）
- H15年12月 犯罪に強い社会の実現のための行動計画策定
※犯罪被害者支援に関する規定を拡充
- H16年12月 犯罪被害者等基本法策定
- H17年12月 第1次犯罪被害者等基本計画策定
- H20年10月 犯罪被害者等の支援に関する指針制定
- H23年 3月 第2次犯罪被害者等基本計画策定
- H28年 4月 第3次犯罪被害者等基本計画策定
- R3年 3月 第4次犯罪被害者等基本計画策定

②鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

本県では、犯罪のないまちづくり推進条例に犯罪被害者支援に係る規定を定め、推進計画に犯罪被害者等支援編を新設して、実際の支援は他県と比べても遜色ない施策を実施。

平成20年6月24日条例制定

制定時から犯罪被害者支援に関する規定を定めている。

令和2年3月条例一部改正

<主な改正点> 条例制定時から犯罪被害者支援に関する記載のあった、国等との連携に加え、目的、定義、基本理念、県民の責務、事業者の責務にも、犯罪被害者支援に関する内容を追加

犯罪のないまちづくり推進条例(抜粋)

第5章 犯罪被害者等の支援

(国等との連携)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、これを実施するものとする。

(理解の増進)

第25条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないよう十分配慮することの重要性等について県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第26条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村、他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第27条 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

③鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画<犯罪被害者等支援編>

基本目標：犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指す。

第1 支援等のための体制整備

- (1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携
支援センター等に対する財政的な支援、支援関係団体・機関との連携協力の強化 等
- (2) 相談及び情報の提供等の総合的支援
警察総合相談窓口、県庁総合的対応窓口の設置、被害相談電話の運用、主な相談窓口一覧の作成・情報提供 等
- (3) 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
職員等への研修の充実、支援団体の新たな支援員の養成に対する支援 等

第2 損害回復・経済的支援等

- (1) 損害賠償の請求についての援助等
損害賠償請求制度に関する情報提供、日本司法支援センターとの連携、暴力団犯罪による被害の回復支援 等
- (2) 給付金の支給に係る制度の運用等
給付制度の迅速かつ的確な運用・広報活動の推進、被害者の医療費等の負担軽減 等
- (3) 住居の安定
県営住宅への優先入居、被害直後等の住居場所の確保
- (4) 雇用の安定
就職支援・労働相談の実施、事業者の理解の増進 等

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

- (1) 保健医療サービスや福祉サービスの提供
心の健康相談、児童虐待に対する夜間・休日対応の充実 等
- (2) 安全の確保
配偶者からの暴力被害者等の安全確保の強化、児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続 等
- (3) 保護、捜査、公判の過程における配慮等
性暴力被害者を支援する警察官等の配置等、支援団体が行う公判等への付添等に関する紹介 等

第4 刑事手続への関与拡充

- (1) 揭示手続参加のための情報提供や体制整備等
医療機関における性犯罪被害者からの資料採取等の促進、刑事手続等に関する情報提供の充実 等

第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

- (1) 県民、事業者の理解の増進のための広報等取組の推進
支援に関する広報の実施、学校における命の大切さを学ぶ教室の実施、犯罪被害者週間にあわせて集中的な啓発の実施 等

④ 県内の主な被害者相談機関

区分	相談機関	設置根拠等
犯罪被害等	(公社)とっとり被害者支援センター	県(警察)からの運営費補助
	性暴力被害者支援センターとっとり	県からの運営費補助
	鳥取県警察本部	
	くらしの安心推進課 (交通事故相談所)	
人権全般	人権局	
男女共同参画	男女共同参画センター	
DV	婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	売春防止法第34条 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
児童虐待	児童相談所	児童福祉法第12条
消費生活	消費生活センター	消費者安全法第10条

⑤ 県庁内の関係部署

支援内容	関係部局
○医療支援 身体的不調、精神ケア、カウンセリング	ささえあい福祉局(福祉保健課、各保健所) 健康医療局(健康政策課、精神保健福祉センター)
○福祉支援 障がい認定、介護、DV、育児、福祉資金等の申請	ささえあい福祉局(福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課) 子ども家庭部(子育て王国課、家庭支援課、福祉相談センター)
○生活系・教育支援 就学、就労、住居、税金、誹謗・中傷等の二次被害防止、人権擁護	商工労働部(雇用政策課、県立ハローワーク) 教育委員会(高等学校課、小中学校課、特別支援教育課) 生活環境部(くらしの安心推進課、住宅政策課) 総務部(税務課)、人権局、地域社会振興部(県民参画協働課)

⑥本県の犯罪被害者支援の組織体制

(公社) とっとり被害者支援センター

支援員5名（東部3、西部2）、ボランティア約30名

警察

犯罪被害者支援室3名
犯罪被害担当警察官 約80名

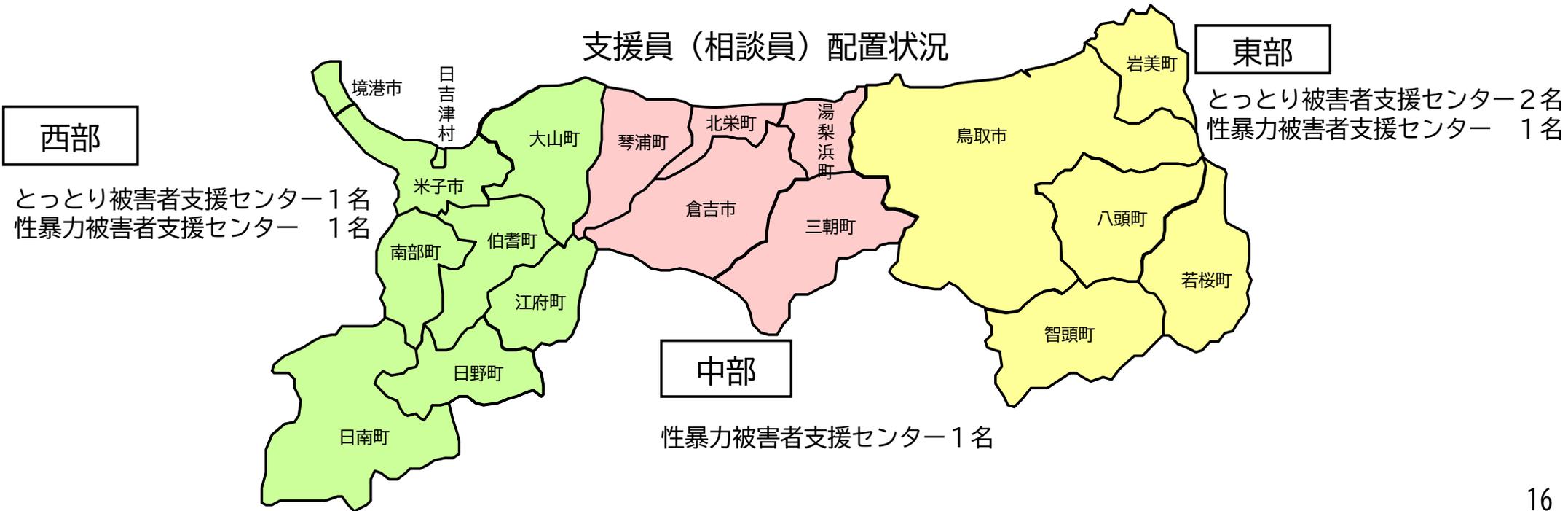
性暴力被害者支援センターとっとり

支援員3名（東部1、中部1、西部1）、ボランティア約40名

県

くらしの安心推進課2名（東部2）

支援員（相談員）配置状況



⑦各支援組織の受付時間・体制・主な支援内容

	とっとり被害者支援センター	性暴力被害者支援センターとっとり
運営主体	公益社団法人 (早期援助団体)	任意団体(鳥取県性暴力被害者支援協議会) ※協議会は、公益社団法人の委員会として位置づけ
財源	会費、民間寄付及び県(警察)補助金	県補助金
受付	月～金 10:00～16:00 (年未年始、祝日を除く)	月～日 24時間 ※平日夜間、土日祝日、年未年始 は、内閣府コールセンターを活用
人員体制		
支援・相談員	5名 (東部3、西部2)	3名 (東部1、中部1、西部1)
ボランティア	約30名	約40名
事務	事務局長1名 事務員1名 ※事務局長・事務員は相談員を兼務	事務局長1名(被害者支援センターと兼務) 事務員1名
直接支援	警察・医療機関、裁判所等への付添い、身の回りの世話、買い物等 防犯ブザー、着替え用衣服の供与又は貸与	警察、医療機関等への付添い
その他支援	犯罪被害者等給付金申請補助 自助グループ活動支援	

⑧各支援機関の相談・支援の実績

○各機関ともに、認知度向上に比例し、相談件数も増加傾向にある

※R4県政参画電子アンケート結果（アンケート対象者697名、回答者424名、回答率60.8%）

被害者支援センターを「活動も知っている」「存在は知っている」を合わせた回答は34.9%（R1：27.3%）

性暴力被害者支援センターを「活動も知っている」「存在は知っている」を合わせた回答は25.8%（R1:13.5%）

○罪認知件数と比較すると、相談機関に繋がっていない者も多くいると推測される

とっとり被害者支援センター	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
支援した実人数（人）	63	42	50	44	31	43	64
延べ件数（件）	電話相談	92	71	72	77	112	173
	面接相談	67	49	21	25	13	40
	文書・メール相談	0	0	0	0	0	17
	付添支援	8	27	20	18	5	23

相談内訳

内容別相談割合	R2			R3			R4		
	R2	R3	R4	内容別相談割合	R2	R3	R4		
刑法犯	殺人	0.0%	2.1%	0.0%	DV	1.4%	12.3%	13.9%	
	傷害暴行	2.9%	1.4%	15.2%	ストーカー	1.4%	13.7%	0.0%	
	詐欺	4.3%	6.8%	8.7%	消費生活	0.0%	0.7%	0.4%	
	性犯罪	31.4%	19.2%	13.0%	交通事故	0.0%	8.2%	14.8%	
	その他	2.9%	2.1%	2.2%	その他※	55.7%	33.6%	31.7%	
計	41.4%	31.5%	39.1%	※その他は、被害内容等が不明瞭なもの					

性暴力被害者支援センター		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
支援した実人数		3	21	30	45	48	63	64
延 べ 件 数	電話相談	2	115	219	221	241	464	486
	面接相談	1	14	32	42	35	96	104
	付添支援	0	9	28	27	19	60	66
	医療的支援（産婦人科）	0	5	5	7	4	21	9
	医療的支援（精神科）	0	1	21	5	4	12	30
	カウンセリング支援	0	0	0	1	1	0	7
	弁護士相談	0	3	3	8	3	10	18
	その他連携支援	0	3	3	8	2	15	16

相談内訳		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
内訳別相談割合								
強姦性交等		—	—	23%	33%	16%	32%	30%
強姦わいせつ				13%	16%	40%	28%	31%
性虐待				10%	20%	2%	5%	0%
DV				10%	11%	20%	10%	16%

交通事故相談所	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数(件)	296	289	255	241	192	133	175
うち被害者からの相談(件)	147	161	154	152	96	62	98
電話相談(件)	155	125	148	120	95	86	108
面接相談(件)	141	161	107	121	97	47	67

(参考) 県警察の相談・支援の実績

警察	R1	R2	R3	R4
捜査内容、経過の説明(件)	235	275	200	265
付添支援(件)	7	12	13	25
関係機関の紹介(件)	10	3	4	0
その他(近況聴取等)(件)	44	21	30	14

⑨犯罪被害者等支援に関する主な施策

	警察・県	被害者支援センター	性暴力被害者支援センター
(1) 相談・情報提供の支援	支援内容等		
法律相談	—	1回無料	3回まで無料
(2) 医療、カウンセリング等支援	支援内容等		
医療的支援			
外科等診療	1回無料	—	産婦人科5回まで無料 その他3回まで無料
精神科等診療	初診から3年間無料 上限：15万円/人	—	3回まで無料
カウンセリング支援	初診から3年間無料	1回無料	5回まで無料
緊急避難支援（ホテル等宿泊費）	—	上限；8,200円/1人1泊 6泊7日まで	—
その他	遺体搬送・死体検案書料(2万円)、ハウスクリーニング費用(上限なし)等	—	—

※県婦人相談所・児童相談所等でも、カウンセリング支援等を実施

(3) 経済的な支援	支援内容等		
見舞金（13市町が制度創設済）	死亡30万円 重傷病10万円 ※県は市町村支給額の1/2を補助。	—	—

⑩各支援組織における取組

(公社) とっとり被害者支援センター

※運営費は県（警察）が一部補助、会費及び民間からの寄付金収入

相談・情報提供

電話・面接相談

センター：受付日時／月～金 10:00～16:00
(年未年始、祝日を除く)

西部相談所：受付日時／月・火・木・金曜日 10:00～16:00
(年未年始・祝日を除く)

自宅訪問、関係機関との連携・調整・協力

支援体制

相談員5名（東部3、西部2）

ボランティア約30名

事務局長1名（性暴力被害者支援センターと兼務）

事務員1名

※事務局長・事務員は相談員を兼務

直接支援

警察・医療機関等への付添い、身の回りの世話、買い物等
防犯ブザー、着替え用衣服の供与又は貸与

経済的支援

緊急避難（一時的に避難するための宿泊代）支援：8,200円/1人1泊、6泊7日

法律相談支援（1回） カウンセリング（1回）

その他支援

犯罪被害者等給付金申請手続き支援
自助グループ活動支援



鳥取県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 とっとり被害者支援センター

tottori victim support center

性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）

※運営費は県が全額補助

相談・情報提供

電話・面接相談：受付日時／月～日 24時間
※平日夜間、土日祝日、年末年始は、内閣府コールセンターを活用
関係機関との連携・調整・協力

直接支援

警察、医療機関等への付添い

経済的支援

本人、家族、遺族を対象に上限回数まで支援

区分	上限回数
産婦人科診療	5回
精神科・診療内科診療	3回
外科・泌尿器科・歯科口腔外科・耳鼻咽喉科診療	3回
法律相談支援	3回
カウンセリング支援	5回

支援体制

支援員3名（東部1、中部1、西部1）
ボランティア約40名
事務局長1名（被害者支援センターと兼務）
事務員1名



警察

直接支援

医療機関、検察庁等への付添い

経済的支援

本人、家族、遺族を対象に上限回数まで支援

支援体制

被害者支援室（県警本部） 3名
被害者支援担当者（捜査と並行して支援） 86名
特別被害者支援要員（死傷者多数時に支援） 66名

生活支援

- ・掃除、清掃、洗濯などの家事支援
- ・買い物代行、付添い
- ・子どもの通学時の付添い
- ・植木、ペットなどの世話 等

区分	上限回数・内容等
医療支援	
[身体犯] 初診、診断書料	1回
[性犯罪] 初診、初回処置、緊急避妊措置	1回
精神科等診察（精神科医等、公認心理師等）	初診から3年間（15万円/人まで）
カウンセリング（嘱託カウンセラー）	初診から3年間（回数上限なし）
遺体搬送費	管外からは上限2万円
死体検案書料（解剖遺体）	上限2万円
ハウスクリーニング費用（R5.4月～）	1回（金額の上限なし）

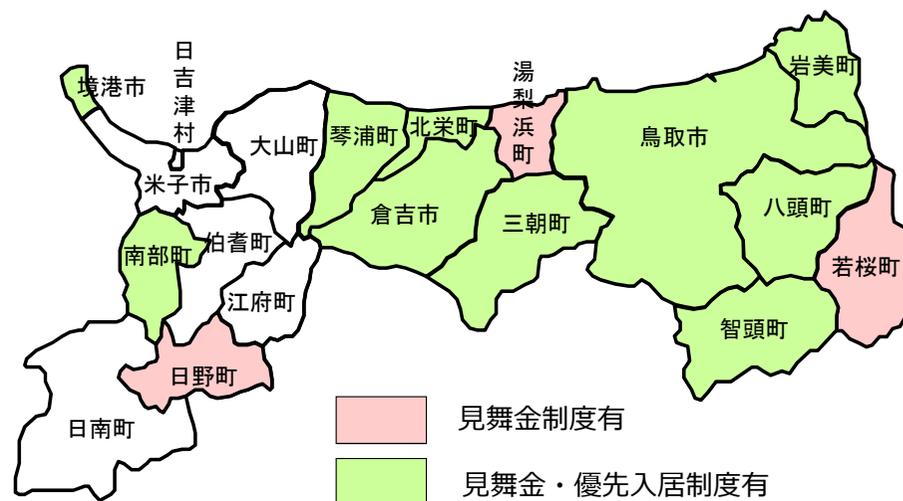
⑪県・市町村による取組

県

- ・見舞金の支給（市町村への支援）
（補助率1/2、上限額：遺族見舞金15万円、傷害見舞金5万円）
- ・交通事故相談所の設置（東部、西部）
（相談員1名を配置）
- ・県営住宅の優先入居

市町村

- ・見舞金の支給（制度創設13市町）
死亡30万円、全治1ヶ月以上10万円
- ・市町村営住宅の優先入居（13市町）
- ・犯罪被害者支援ワンストップ相談窓口(設置5市町)



(3) 国等による主な支援施策

① 給付金等

内容	内容等
犯罪被害者等給付金 (警察庁)	<p>遺族給付金 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族人数に応じて算出(2,964~872万円)</p> <p>障害給付金 犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じた額(重度障害3,974~1,056万円)</p> <p>重傷病給付金(加療1月以上、かつ3日以上入院を要する負傷又は疾病) 負傷等から3年経過するまでの医療費・休業損害考慮額の合算(上限120万円)</p> <p>平均支給額実績 遺族743万円、障がい419万円、支給までの期間：平均約9.8月</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者の現在の収入をもとに算出するため、無職者の場合支給額が低い 親族間の犯罪被害に対しては支給されない場合がある
被害回復給付金 (法務省)	財産犯等の犯人からはく奪した「犯罪被害財産」を金銭化して、その事件により被害を受けた方に給付金を支給する制度
被害回復分配金 (金融庁)	金融機関が被害者が振り込んだ口座を凍結し、被害額や凍結された口座の残高に応じて、被害額の全部または一部を被害回復分配する制度 R3実績額 1,691百万円
自動車損害賠償保障事業 (国土交通省)	ひき逃げ、無保険車事故の被害者に対し、自賠責保険と同等の損害を国が補償する制度 R3支給額実績 ひき逃げ169百万円(342件)、無保険647百万円(157件)

②相談・法的支援

内容	内容等
無料法律相談 (法テラス)	3回まで無料、30分/回、資力要件等有
弁護士・司法書士費用 等立替 (法テラス)	5千~1万円/月 分割返済 (無利子)
被害者参加制度	被害者参加旅費等の支給も有
被害者参加人のための 国選弁護制度	資力要件有
被害者通知制度	事件の処分結果、裁判の期日・結果等を通知

(4) 国等の動向

① 「新あすの会」による自民党PTへの要望（令和4年12月）

令和4年12月21日、新全国犯罪被害者の会（通称：新あすの会）代表幹事らが、自民党の犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT（自民党PT）に要望書を提出

【要望の主な内容】

○国が賠償請求権を買い取れば、泣き寝入りを強られる被害者が救われる。

- ・ 犯罪被害者が被った損害は、現実には、加害者から支払われていない。
- ・ ほとんどの加害者は十分なお金を持っておらず、刑務所に入るので、お金を稼ぐこともできない。
- ・ 多くの場合、裁判すらしていない。困窮している人ほど、無駄な費用をかけられず諦めている。
- ・ 加害者が財産を隠し持っていたりも、見つけ出すには限界がある。
- ・ 加害者が自殺、不明、心身喪失等で請求できない場合、損害賠償請求をする相手すらいない。

○国から被害者に必要な現物給付が行われれば、被害者の負担は大幅に軽減される。

- ・ 労災保険では、治療等の現物給付がなされている。
- ・ 被害者は、事件に巻き込まれた直後から、病院での治療費や薬代に悩まされる。

この他、心理的なカウンセリングや犯罪被害者カードの必要性、加害者にとっての保護司のような事件について相談できる存在の創設、現行の犯罪被害者等給付制度の問題点についても要望。

②自民党PTの提言

提言1：経済的支援の強化（犯罪被害給付制度の抜本的強化）

- 民事訴訟における損害賠償額も見据えて、犯罪被害給付金制度の抜本的強化を図るべき
 - 算定方法の見直し
 - ・子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者の給付基礎額を大幅に引き上げるなど、給付基礎額全体の見直し
 - ・遺族が精神的ショックから就労できなくなり経済的に大きな打撃を受けること等を踏まえた倍数設定の見直し
 - 仮給付制度の運用改善
 - ・より早期の給付実施及び仮給付額の増額改定等の運用改善

提言2：法的支援の拡充（被害者支援弁護士制度の創設）

- 被害直後から、法的手段やそれに付随する様々な対応への弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を行う制度は、対象犯罪の在り方や公費の援助により弁護士が行う支援の内容等について十分な検討が必要となるものの、重要性に鑑み、できるだけ早期に創設すべき

提言3：司令塔機能の強化（各種支援制度利用のワンストップ化）

- 国・地方の各レベルにおいて、犯罪被害者等が一元的に各種支援にアクセスでき、被害後の各段階に応じ、途切れなく必要な支援を受けられるようにするための基盤整備が不可欠
- 国は、犯罪被害者等施策を総合的に調整・統括する司令塔機能を強化することが不可欠であり、地方は、地方公共団体・関係機関等相互の連携・協力のもと、ワンストップ型で途切れなく支援を提供できる体制を整備することが重要
- 犯罪被害者等の負担の軽減に向け、DXを積極的に推進していくべき
 - 国における司令塔機能の強化
 - ・犯罪被害者等施策推進会議のもと、国家公安委員会・警察庁において、施策の進捗状況の積極的な点検・検証・評価必要な指示を行うなど、司令塔機能の十分な発揮、そのための人員増強など、警察庁における体制の強化。
 - 地方における途切れない支援の提供体制の強化
 - ・国による、ワンストップ化に向けた人材面・財政面での支援、研修等による知見の提供等
 - ・都道府県による、地域の実情に応じたワンストップサービスの確立、地域内自治体との調整等
 - ・市区町村による、国や都道府県との連携のもと、適時適切に行政サービスを提供
 - 医療・生活・教育・納税など犯罪被害者等のための制度等の拡充

③国の犯罪被害者等施策推進会議の決定（令和5年6月）

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引き上げや仮給付制度の運用改善に関する検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、必要な施策を実施する。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けられることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

3 国における司令塔機能の強化

国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、関係府省庁連絡会議を開催・活用するなどして犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、DXの活用も検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、必要な施策を実施する。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度を関係府省庁において、内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを要請、周知する。カウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、必要な施策を実施する。

本県における犯罪被害者支援の主な課題と論点（案）

支援組織・体制における主な課題

- ・ 犯罪被害者、性暴力被害者、交通事故被害者の支援・相談窓口は、別組織でばらばらに設置され、また地域によって偏りがあり、被害者は個別に相談する必要がある
- ・ 個人情報保護の問題もあり、各支援組織が把握した被害者のニーズや情報を共有できる仕組みがない
- ・ 行政、福祉機関等が提供する多岐にわたる支援を把握し、コーディネートする支援機関がない
- ・ 殺人等の重大犯罪でも、必ずしも被害者が被害者支援センターによる相談、支援につながっていない
- ・ 被害者支援センターの運営経費の大部分は会費、寄附金収入で賄われており、運営が不安定である

検討の論点（案）

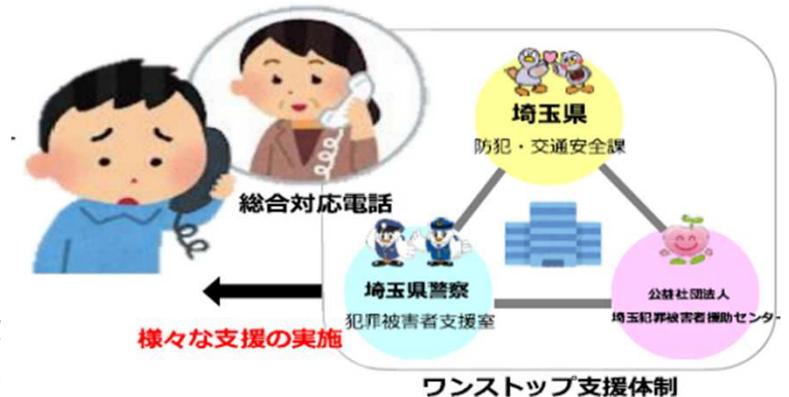
- ・ 多岐にわたる被害者支援施策を把握し、被害者に必要な支援を調整するには、行政(県)が前面に立ってワンストップで対応する相談・支援組織を設けるべきではないか。
- ・ 犯罪直後から中長期にわたるまで、被害者に寄り添って必要な支援を調整し、段階に応じて必要な支援が切れ目なく提供される体制を設けるべきではないか、そのために何が必要か。
(ケアマネジメントによる支援の調整、専門人材の配置、ボランティアの活用など)
- ・ 被害者等が混乱状態になることが想定される重大犯罪などは、被害直後から警察署に加えて支援組織が早期に関わる体制とすべきではないか。
(欧米では、被害直後に支援組織に連絡が入り、支援組織が被害者に接触して緊急支援を行うところもある)

【参考】 埼玉県の犯罪被害者支援ワンストップ相談窓口

○埼玉県「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」は、3つの支援機関を武蔵浦和庁舎（ラムザタワー3階）に集約して設置

- ①埼玉県防犯・交通安全課
- ②埼玉県警察犯罪被害者支援室
- ③公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

○3つの支援機関が連携することにより、一度の相談で複数の支援を提供することができる「ワンストップ支援体制」により、切れ目のない支援を実施している。



埼玉県 防犯・交通安全課（分室）	埼玉県警察 犯罪被害者支援室	民間団体 公益法人埼玉県被害者援助センター
支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・関係機関との連絡・調整 ・生活問題に関する情報提供・助言 ・被害者支援の理解を深める広報・啓発 	支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・被害直後からの早期支援、相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・捜査、裁判等の情報提供、付添い支援 ・犯罪被害者やその家族の安全確保 	支援内容 <ul style="list-style-type: none"> ・相談（電話・面接） ・直接的支援（病院、裁判所等の付添い） ・弁護士による法律相談など ・臨床心理士によるカウンセリング

○県から民間団体にワンストップ相談窓口を委託（電話は県が設置）、民間団体の職員が内容により振分け

○情報共有の方法は、本人同意の上、相談を受けた機関が他の機関に情報提供するよう相互に取り決め

○民間団体からは、「県の相談員が行政の支援制度を熟知しており、頼もしい」との意見があった

支援施策（支援内容の充実）における主な課題

- ・ 被害直後から葬儀代、治療費等の予期しない出費が発生するが、これらに充てられ、速やかに支給される給付金等がないため、被害者が全て負担しなければならない
（国の犯罪被害者等給付金は、仮支給でも4か月程度要している。見舞金制度創設は13市町村に留まっている）
- ・ 被害者は民事訴訟で損害賠償請求権を認められても、加害者から支払いを受けられないケースが多い
- ・ 犯罪被害直後の初期支援として警察が家事等の生活支援を行っているが、警察が継続的に支援を行うことは困難である
- ・ 法テラスが行う犯罪被害者法律援助等の法的支援制度があるが、制度ごとに内容や範囲が限定され、収入要件など複雑で、県警察等の弁護士相談も回数制限があるなど被害者が利用しづらい

検討の論点（案）

- ・ 犯罪被害者給付金制度による経済的支援が不十分な現状において、地方でも見舞金以外に被害者の経済損失の補填、出費の負担軽減につながる給付金等の本県で独自の経済的支援を設けるべきではないか。
（国では犯罪被害者等給付金の引上げ等が検討されているが、地方も独自の給付金等の制度を検討すべきでは）
- ・ 独自の経済的支援を設ける場合、どのような形（給付金、貸付金、損害賠償金の立替払い）とするか、また要件（被害者から損害賠償請求債権の譲渡を受ける等）をどのように考えるべきか。
- ・ 法テラスの法的支援制度を活用しながら、被害者にとってわかりやすく、収入に関わらず公平に法的支援を受けられる利用しやすい制度を設けるべきではないか。

支援施策（支援対象の拡大）における主な課題

- ・ 国の犯罪被害者等給付金の対象者は、故意の犯罪行為による死亡、重傷病（療養1ヶ月以上かつ入院3日以上）又は障害を負った方となっている
- ・ 県・市町村の見舞金制度の対象者は、死亡及び傷害（治療1ヶ月以上）を負った方となっている
- ・ 特殊詐欺など財産犯による被害の場合、高齢者世帯等、生活が立ち行かなくなる場合もあるが、財産犯による被害に対しては全く支援がない
〔 国の被害回復給付金制度は、犯人から犯罪被害財産をはく奪し金銭化できた場合に支給され、同分配金は凍結した口座残高等により、被害額の全部または一部が回復分配される 〕

検討の論点（案）

- ・ 独自の経済的支援を設ける場合、対象とする犯罪被害の範囲をどこまで拡大すべきか。
（現在、国の犯罪被害者等給付金や見舞金の対象とならない財産犯(特殊詐欺等)、性犯罪(被害未届等)、交通事故被害 等)
- ・ 犯罪被害者の範囲を拡大する場合、助成対象とする経費・費用をどのように考えるべきか。